

甲府組合告示第2号

甲府地区広域行政事務組合財務規則（昭和48年4月規則第4号）第94条及び第95条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年2月14日

甲府地区広域行政事務組合  
管理者 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | (総長契) 第2号          |
| (2) 業務名称   | 庁舎清掃等業務委託          |
| (3) 履行期間   | 令和4年4月1日～令和7年3月31日 |
| (4) 履行場所   | 甲府地区消防本部及び南消防署     |
| (5) 業務内容   | 仕様書による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府地区広域行政事務組合の指名競争入札参加資格者であること、又は甲府市、甲斐市、中央市及び昭和町（以下「組織市町」という。）のいずれかの市町における入札参加資格者で、次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 組織市町内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条に掲げる建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を同法6条に掲げる建築物環境衛生管理技術者として選任できること。又、同法第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる登録を山梨県知事から受けていること。
- (3) 過去5年の間に、20名以上の社員（社会保険・雇用保険等加入している者）を通年で雇用した実績がある者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府地区広域行政事務組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」又は組織市町から指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当していない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、その経営に実質

的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接、若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札の参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(9) 市税又は町税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配布期間、配布場所、配布方法及び参加申請の受付等

(1) 配布期間 令和4年2月14日（月）～令和4年2月22日（火）  
（土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配布場所 甲府地区消防本部 総務課

甲府市伊勢三丁目8番23号 庁舎2階  
電話 055-222-1209

(3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府地区消防本部ホームページ「お知らせ」から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 申請期間 令和4年2月14日（月）～令和4年2月22日（火）  
（土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 配布場所 甲府地区消防本部 総務課

甲府市伊勢三丁目8番23号 庁舎2階  
電話 055-222-1209

※郵送は不可

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年3月14日（月）午後2時30分
- (2) 場所 甲府地区消防本部 庁舎2階 第2会議室  
甲府市伊勢三丁目8番23号

#### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、提出書類に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府地区広域行政事務組合財務規則第99条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 長期継続契約

本入札は、「甲府地区広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

#### 9 その他

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）を納付すること。  
ただし、甲府地区広域行政事務組合財務規則第78条第1号及び第2号に規定する場合は免除する。
- (3) 違約金は入札金額の5/100に相当する金額を徴収する。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 前金払いは請求できない。
- (6) 仕様説明会は行わない。

- (7) その他公告にない事項については入札説明書、甲府地区広域行政事務組合財務規則による。